

No. 41

令和6年4月



見沼代用水土地改良区
公式X

見沼代用水 土地改良区 だより



開削300周年見沼代用水

見沼代用水は、令和10年に開削300周年を迎えます

◆理事長挨拶



理事長
坪井 茂

組合員並びに関係者の皆様方におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、当土地改良区の運営に各別なる御支援、御協力を賜り御礼申し上げます。

はじめに、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害や負傷され避難されている方々、復興に向けて奮闘されておられる方々に心よりお見舞い申し上げます。

通常総代会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により書面議決が続いておりましたが、4年ぶりに対面による開催することが出来ました。ご参集頂きました総代の方々におかれましては、改選後初めての出席となります。書面議決に御賛同頂きました総代各位及び出席者の皆様へ感謝を申し上げます。

さて、令和5年度の社会情勢に目を転じますと、先の見えないロシア・ウクライナ戦争、イスラエル・パレスチナとの対立、諸外国で発生している異常気象による洪水、山火事、

熱波、竜巻など今まで経験したことのない状況が続いております。日本においては、地震災害が発生あるいはこれから発生するのではないかと危惧されております。

当土地改良区としましては、農業の根幹となる水を必要な場所へ、必要な時期に届けること、このための施設を健全に管理していくことで災害に屈しない運営を進めております。

また、農業施策の展開により、担い手への農地集積や高温障害対策として、作付け時期の分散、変更等、地域の営農状況に即して必要な水を送れるよう、地域の理事・総代の皆様から御意見を頂きながら、適切に配水するよう努めてまいります。

また、昨年度に策定しました、当土地改良区の「中長期計画」ですが、課題解決に向けた実施スケジュール、対応方針に基づき粛々と実行しております。

加えて、見沼代用水は井澤弥惣兵衛により1728年に開削され、まもなく300周年を迎える節目の時期であり、節目の行事について検討を始めたところであります。

結びに、皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますことを御願い申し上げますとともに、当土地改良区の益々の繁栄、そして、皆様方の御健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

◆第80回 通常総代会開催



令和6年2月20日、当土地改良区事務所2階会議室において、第80回通常総代会が開催されました。

提出された議案はすべて、原案の通り可決・承認されました。

第80回 通常総代会 議案

- 第1号議案 令和4年度 決算について
- 第2号議案 令和5年度 補正予算について
- 第3号議案 令和6年度 組合費賦課率等について
- 第4号議案 令和6年度 陸田用水使用料について
- 第5号議案 令和6年度 除斥決済金について

- 第6号議案 令和6年度 予算(案)について
- 第7号議案 土地改良事業計画(維持管理計画)の一部変更について
- 第8号議案 定款の一部変更について
- 第9号議案 理事補欠選挙について

補欠選挙の結果

組合員でない理事(員外理事) 行田 邦子(行田市長) 任期 令和6年2月28日～令和7年3月31日

役員・総代の改選について

本年度は役員・総代ともに改選の年度となります。(役員任期:令和7年3月31日、総代任期:令和7年1月24日) 役員・総代の改選に関するご質問等は、総務課までお願い致します。

◆令和4年度決算

収 入	
科 目	決算額(円)
1.土地改良事業収入	427,567,662
2.附 帯 事 業 収 入	52,092,245
3.基本財産運用収入	31,156,104
4.特定資産運用収入	660,154
5.補 助 金 等 収 入	50,000
6.交 付 金 収 入	10,396,800
7.寄 付 金 収 入	0
8.業 務 受 託 料 収 入	32,406,000
9.雑 収 入	9,026,116
10.基本財産取崩収入	0
11.特定資産取崩収入	30,000,000
12.固定資産売却収入	6,014,536
13.出資金返還収入	0
14.繰 越 金	20,000,000
合 計	619,369,617

支 出	
科 目	決算額(円)
1.土地改良事業費支出	137,692,543
2.一 般 管 理 費 支 出	271,907,651
3.土地改良事業負担金支出	92,218,556
4.借 入 金 返 済 支 出	0
5.支 払 利 息	0
6.固定資産取得支出	3,279,095
7.出 資 金 取 得 支 出	0
8.基本財産積立支出	0
9.特定資産積立支出	104,237,322
10.雑 支 出	34,450
11.繰 越 金	10,000,000
12.予 備 費	0
合 計	619,369,617

◆令和6年度予算

収 入		
科 目	予算額(円)	割合(%)
1.土地改良事業収入	452,428,000	69.5
2.附 帯 事 業 収 入	51,950,000	8.0
3.基本財産運用収入	35,434,000	5.4
4.特定資産運用収入	21,000	0.0
5.補 助 金 等 収 入	3,964,000	0.6
6.交 付 金 収 入	13,657,000	2.1
7.寄 付 金 収 入	1,000	0.0
8.業 務 受 託 料 収 入	34,001,000	5.2
9.雑 収 入	13,305,000	2.0
10.基本財産取崩収入	2,000	0.0
11.特定資産取崩収入	36,001,000	5.6
12.固定資産売却収入	5,000	0.0
13.出資金返還収入	1,000	0.0
14.繰 越 金	10,000,000	1.6
合 計	650,770,000	100.0

支 出		
科 目	予算額(円)	割合(%)
1.土地改良事業費支出	184,882,000	28.4
2.一 般 管 理 費 支 出	294,446,000	45.2
3.土地改良事業負担金支出	97,795,000	15.0
4.固定資産取得支出	1,005,000	0.2
5.出 資 金 取 得 支 出	1,000	0.0
6.基本財産積立支出	2,000	0.0
7.特定資産積立支出	57,639,000	8.9
8.雑 支 出	2,000,000	0.3
9.繰 越 金	10,000,000	1.5
10.予 備 費	3,000,000	0.5
合 計	650,770,000	100.0

賦課金は、毎年4月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。当土地改良区区域のかんがい施設及び排水路の維持管理費用に充てる目的として賦課しています。休耕、転作等を実施している土地についても、賦課されます。

組合員名義等の変更は必ず届出が必要です

1. 組合員名義の変更時(相続・売買・貸借や合意解約等)
2. 農業者年金受給により経営移譲された時
3. 住所・氏名変更の時

※ 農業委員会等へ届出をされても土地改良区へ届出がない場合は変更になりませんのでご注意ください。

※ 必要な書類につきましては、ホームページをご覧ください。徴収課までお問い合わせください。

令和6年度賦課金納付書発付市町

賦課対象市町名

白岡市、桶川市、上尾市、鴻巣市、さいたま市、
羽生市、久喜市、伊奈町、行田市、加須市、
蓮田市、宮代町、春日部市、川口市

令和6年度賦課金単価

地域負担区分		1㎡当り
見沼・騎西領・黒沼笠原沼 会の川・北河原 かんがい区域(田)		3.98円
会の川 排水区域	田・畑	3.98円



**賦課金は土地改良区の主要な財源ですので、
納期限までに納付をお願いします。**

※ 納額通知書の納期限までに納付確認が出来なかった方については督促状を発付いたします。
※ ATM・ネットバンク等にて納付いただく際は、納付義務者の氏名を必ず入力してください。

賦課金の納付場所

賦課金納額通知書は埼玉りそな銀行・埼玉県内の農協・主要コンビニエンスストア※にて納付してください。

※ 納付可能なコンビニエンスストアについては納額通知書をご確認ください。

◎ **加須市・久喜市**の納額通知書につきましては上記の納付場所と異なります。

納額通知書記載の納付場所をご確認の上、納付してください。

◎ 令和6年度より**川口市・上尾市・桶川市・さいたま市・蓮田市**分の口座振替が開始になりました。

滞納賦課金の回収業務について

滞納賦課金の回収業務に関し、令和4年度より弁護士法人事務所と委託契約しております。滞納賦課金がある場合、弁護士法人事務所よりご連絡する場合があります。納付されていない賦課金がありましたら、早急に納付いただきますようお願いします。

滞納賦課金は新資格者へ

土地改良法第42条1項に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、対象となる土地に滞納賦課金もそのまま受け継がれます。売買及び相続に際しては、必ず滞納賦課金の有無について当土地改良区までお問い合わせください。

◆地区除外決済金について

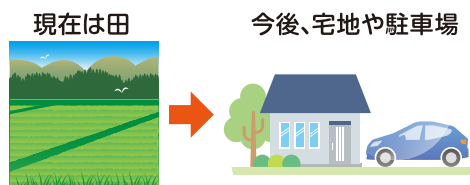
水路改修・補修工事等施設を維持管理する上で必要な積立金です。除外した後に残された受益地の組合員に対して、過重な負担が掛からないように土地改良法第42条2項で定められています。地区除外決済金の支払いが無いと、土地改良区の地区から除外になりません。

※土地改良法の趣旨をご理解頂き、土地改良区の適正かつ円滑な運営が図れますよう宜しくお願い申し上げます。

■こんなときに決済金が必要です

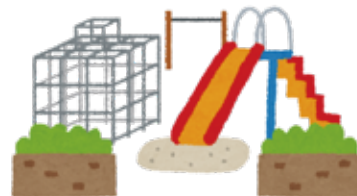
①農地を宅地・駐車場等に農地転用する場合

- ・市街化調整区域の場合、農業委員会に申請する際に土地改良区の意見書が必要です。
- ・市街化区域の場合、土地改良区の意見書の添付は不要ですが、当土地改良区から地区除外の手続きが必要です。



②農地を公共事業用地(道路・学校用地・公園・水路等)として買収される場合

- ・寄付・賃貸・代替地等の契約も該当しますので、公共機関と調整をお願いします。



③農地改良等により、田を埋め立てて畑にする場合(パイプライン区域は除く)

④土地改良区の区域から地区除外をする場合(賦課金がかからなくするため)

※ 農業振興区域では、ストックマネジメント事業完了後8年経過するまでは農用地区域からの除外(農振除外)が原則出来なくなります。

※ 必要な書類につきましては、ホームページをご覧ください。徴収課までお問い合わせください。

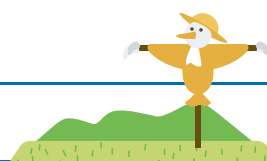
令和6年度地区除外決済金		令和6年度事務手数料(1件に付)	
区域	1㎡当たり	農地転用取扱手数料	2,000円 (市街化調整区域のみ)
見沼・騎西領・黒沼笠原沼 北河原・会の川	211円	農地改良取扱手数料	
北河原用・排水区域	316.5円	区域外証明料	2,000円

◆陸田用水使用料について

陸田は、本来の用水量の中には含まれておらず、年度ごとに申請された面積に対して、許可制で用水量の調整を図りながら用水を供給しております。作付する方は申請をお願いします。

令和6年度 **1㎡当り 6.43円**

※陸田用水使用料の納付書は毎年8月に発付します。



◆令和5年度の主な実施事業

組合員の皆様に負担していただいている賦課金は、護岸や調節堰の補修などに使われています。

工事にあたっては、国や県の補助率が高い事業を積極的に活用し、組合員の皆様の負担を軽減するよう努めています。

施工名	施工場所	事業量	事業費	摘要
会の川用悪水路	加須市浜町地内他	L=84.4m	88,700千円	水路護岸工事
中野堰(北河原用水路)	行田市北河原地内	一式	31,801千円	堰補修工事

■会の川用悪水路



■中野堰(北河原用水路)



◆節電について

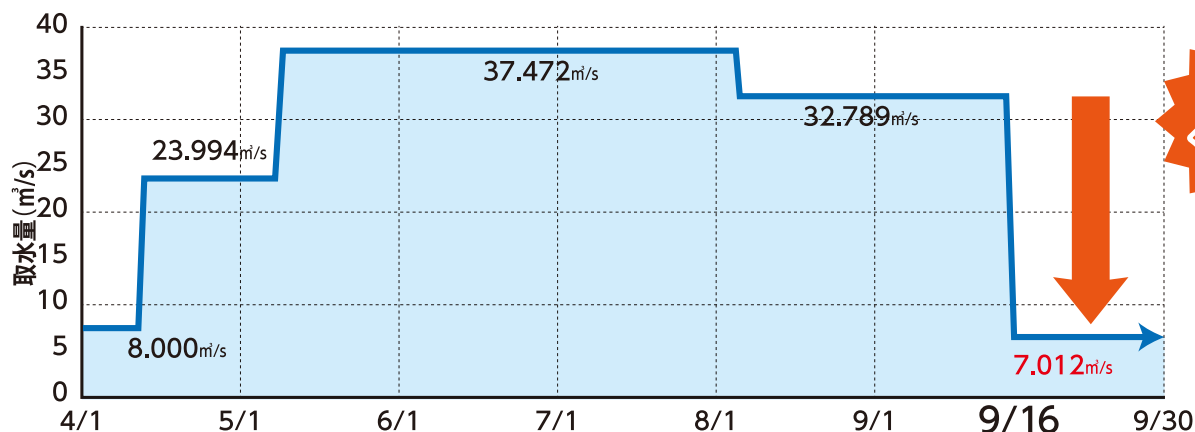


昨今の世界事情の影響により**電気料金が高騰**しています。

当土地改良区でも「国や県の支援施策」を積極的に活用し、電気料金の軽減に取り組んでいます。

適切な水管理を心がけていただくことで、**電気料金の軽減**に繋がりますので、ご協力をお願いいたします。

◆9/16からの農業用水の減量について



9/16から利根大堰の取水量が約1/5となります。貴重な農業用水を公平に分配するため、**水のかけ流しをしない**など、節水にご注意・ご協力いただきますようお願いします。

◆大雨時の対応について

近年、局地的な大雨や台風による豪雨災害が増加傾向にあります。当土地改良区の管理する用水路は地形的に降雨の影響を受けやすいことから、予報等で増水が懸念される場合には、**排水を優先し用水量の調整・停止**をする場合があります。**被害予防のための操作**ですのでご理解ください。

最新情報はホームページ及び公式Xで更新を行っております。



見沼代用水はもうすぐ開削300周年を迎えます

見沼代用水は令和10年に開削300周年を迎えます。1728年(享保13年)に作られた水路が様々な人の手によって維持管理され、当時と同じ場所を今も変わらず流れていることは特筆すべきことであると国内外から高い評価をいただき、令和元年には世界かんがい施設遺産に登録されました。現在、300周年に向け記念事業を展開すべく協議を進めています。ぜひご期待ください。

開削300周年記念コラム第1弾 ～見沼代用水はなぜ出来た？～

見沼代用水が出来たきっかけをご存じですか？

見沼代用水が開削された300年前は江戸時代。暴れん坊将軍でおなじみ8代将軍徳川吉宗の時代でした。この頃の幕府は災害や米相場の下落などが重なり、未曾有の財政危機に陥っていました。そこで吉宗は財政立て直しのため「享保の改革」と呼ばれる政治改革を断行。その施策の一つが石高の増産を目的とした新田開発でした。

この開発場所の一つが現在のさいたま市～川口市周辺にあった「見沼溜井」という1,200ha(東京ディズニーランド23.5個分)もの巨大な溜池です。ここを新田として開発し、その見沼溜井の代わりとなる水源を利根川に求め60kmもの水路を開削。**見沼の代わりの用水**ということで掘られた水路は**見沼代用水**と呼ばれました。



よくある質問

組合員の皆さまから寄せられた疑問にお答えします。

1 賦課金とは何？

農業用水をお届けできる農地（受益地）に対してかかるお金です。農地へ水を供給するためにかんがい施設や排水路の維持管理に使っています。

3 もう田んぼを耕作していないし、水を使っていないのに納付するの？

賦課金は電気料金や水道料金とは違い使用料ではありません。かんがい施設や排水路の維持管理に使っている費用なので休耕・転作されていても賦課金をご納付ください。

5 耕作をやめる場合は何か手続きが必要なの？

受益地から外れる（組合から脱退する）手続きとして、地区除外申請と地区除外決済金の納付が必要となります。
この手続きをすると毎年の賦課金がかからなくなります。

2 賦課金はどこで納付ができるの？

当土地改良区の賦課金は埼玉りそな銀行・埼玉県内の農協・コンビニエンスストアにて納付が出来ます。

ただし、加須市・久喜市の賦課金については納付場所が異なりますので、納額通知書に記載されている納付場所にて納付をお願いいたします。

4 なぜ地区除外決済金を納付するの？ 決済金はいくらかかるの？

水路の改修・補修・維持管理には多くの費用がかかりますので、地区除外決済金はその費用に充てられます。残された組合員に過重負担がかからないように地区除外決済金を納付いただいております。地区除外決済金は1㎡あたり211円です。用排水費がかかる田については316.5円です。今までに賦課金の未納がある場合は地区除外決済金と併せて清算していただく必要があります。

その他の
質問はコチラ



2024年（令和6年）見沼代用水土地改良区オリジナルカレンダーを作りました。

各月の写真は土地改良区職員が見沼代用水沿線で撮影したものです。カレンダーは[\[見沼代用水土地改良区ホームページ→お知らせ→新着情報→オリジナルカレンダーを作りました。\]](#)からダウンロード・印刷できます。ぜひご利用ください。

また、このような見沼代用水沿線を撮影した写真を募集しておりますのでお持ちの方は当改良区までご連絡ください！

土地改良区人事について

■退職

早川 友子（総務部徴収課主事）
令和6年3月31日

小堀 裕典（嘱託職員）
令和5年9月30日

見沼代用水土地改良区 公式X（旧：Twitter）を開設しました！

この度、見沼代用水土地改良区公式Xを開設しました。（@minuma_official）今後、改良区だよりやホームページと共に、組合員の皆さまへのお知らせはもちろん、台風・洪水対応、見沼代用水に関連するイベントといった様々な情報をお届けします。皆さまぜひご覧ください。

なお、Xのアカウント取得等に関する個別対応は行っておりませんので、登録はご自身でお願いいたします。

窓口

農地転用・賦課金や組合員の名義について
通水・使用許可・境界について

徴収課
管理課

お問い合わせ

TEL 0480-85-9100（代表）



●発行

見沼代用水土地改良区

〒346-0106 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲65番地

見沼代用水土地改良区

検索